

平成 27 年 度

教育行政執行方針

平成 27 年 3 月

浦 臼 町 教 育 委 員 会

平成27年度 教育行政執行方針（浦臼町教育委員会）

I はじめに

II 基本方針

III 重点施策

学校教育の充実

1. 社会に立ち向かっていける力の育成

{教育目標：勤労を重んじ、浦臼の発展につくす}

・教育課程 ・学習指導 ・地域連携教育 ・英語教育 ・ふるさと教育

2. 健やかで、人の優しさ痛みの分かる心の育成

{教育目標：正しい判断力と豊かな情操を身につける}

・道徳教育・生徒指導相談・いじめ・不登校・有害情報・健やかな体力

3. 安全・安心な学校

{教育目標：広い知識と技能を身につける}

・学校運営 ・体罰防止 ・子どもの安全確保 ・学校環境整備

社会教育の推進

4. 地域社会における連携と見守り

{教育目標：生命を大切にし、たくましく生きる}

・地域の教育力 ・世代間交流 ・乳幼児、家庭教育

5. 笑顔で生き生き学べる社会の実現

{教育目標：平和と真理を愛する}

・生涯学習の振興 ・スポーツの振興 ・社会教育の振興

IV むすび

I はじめに

平成 27 年第 1 回浦臼町議会定例会にあたり、浦臼町教育委員会が所管します教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

現代社会が急速に変化する中、グローバル化への対応や少子高齢化による地域活力の低下などの問題が生じており、地域生活にも様々な影響を及ぼしています。経済の再生に向けても様々な取組で穏やかな回復傾向を見せ、明るい社会に向かって変化していくことを願う中、浦臼町の確かなる力、財産となる心豊かで逞しく生きる力を持った強い人材の育成が重要であります。

平成 27 年 4 月からは、子ども・子育て支援新制度がスタートし、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質と量を充実させることを目指し、総合的な施策が講じられ地域での支援体制の重要性が増すとともに、教育行政に於いても、この 4 月から新教育委員会制度が施行され教育委員会における、責任の明確化や首長との連携を図る総合教育会議設置などの見直しがなされ、教育行政への関心、期待が高まり、教育に対する役割がさらに重要となってまいりました。

そのためには、これまでの主要施策の評価・点検を図り、教育に携わる者がそれぞれの役割を責任と自覚を持って継続していく必要があります。

浦臼の子どもが国際社会に立ち向って行くために学校・家庭・地域が一体となり基礎、基本となる学力・知識を身に付け、我が町の歴史、風土を理解し、ふるさと愛と郷土に誇りを持てる子どもたちにし、浦臼の将来に確かな力となる「心優しい人づくり」に努めてまいります。

II 基本方針

浦臼町教育理念である「知・徳・体に調和のとれた人間形成」に向けた取組を継続し教育基本法の教育理念を踏まえ、「生きる力」を育成し、浦臼町の確かなる力、財産となる、心優しい人づくりを推進いたします。

Ⅲ 重点施策

学校教育の充実

1. 社会に立ち向かっていける力の育成

～確かな学力の定着～

心豊かで逞しく生きる力を持った強い人材の育成のために、就学援助制度、高校生通学等支援助成、昨年から取り組んでおります中学校修学旅行に合わせた、ふるさと教育の継続をしております。

◇ 教育課程について、教育の理念を踏まえ「生きる力」を支える「確かなる学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視し、伝統文化を尊重、郷土に誇りを持ち愛する心を持てるよう幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の忠実な実施に努めてまいります。

言語活動を重視した教育、更には、直接文化芸術に触れ学べる機会を設け、子ども達の才能の発見、学習意欲に繋がる教育を進めます。

また、学習指導要領に基づく教科における国旗・国歌の適切な指導実施を通して、子どもたちの国や郷土を愛する心、国際社会を理解する人間としての態度を育成するよう、意を配します。

◇ 学習指導について、平成26年度の全国学力・学習状況調査結果は小学校では、国語、算数の知識では全国平均値、活用と合わせると北海道平均値にあり、中学校では、全道平均を下回った結果となりました。この結果を真摯に受けとめ、明確な目標を持ち基礎的な知識、技能をしっかりと身に付けさせるため、校内、一体的な学習指導体制の確立を図り、放課後等には、学びの習慣化を図り基礎学力の向上に努めます。

また、長期休業期間には、子ども朝活での地域、学生ボランティア支援の下、学習サポートを利用した学習会、地域・家庭との連携をとおり、望ましい学習の習慣づくりを継続してまいります。

小1プロブレム、中1ギャップの未然防止等、幼小中連携教育の推進、特別支援教育の適切な指導・支援に努めてまいります。

◇ 地域連携教育については、人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観や社会的・職業的自立の基盤となる能力や態度を育

てるため、家庭サポート企業との連携を図りキャリア教育と社会的マナーを身につけることの促進に努めてまいります。

- ◇ 英語教育については、経済や社会のグローバル化を担う人材育成のため、ALTの活用と充実を図り、英語力の向上と国際感覚を身につけるため、外国語に接する機会を増やすべく対策を講じます。
- ◇ ふるさと教育については、郷土を愛し、浦臼町の魅力の多くを知ること町発展意識を育むため、引き続き浦臼の開拓の礎を築いてくれた、友好町である本山町を訪問し、互いの歴史、文化、自然を見聞、比較し共にふるさとの深み、良さを学び、ふるさと愛を育みます。

2. 健やかで、人の優しさ痛みのわかる心の育成

～豊かな心と健やかな体～

- ◇ 道徳教育については、副読本「私たちの道徳」「はあとふる・2」を活用し、道徳的価値について自ら考え、実際に行動できるようになることをねらいとし心に響く道徳指導の充実・推進に努めてまいります。
- ◇ 生徒指導・教育相談の充実として、日常生活における生徒の言動や行動において、身近な指導・観察・相談活動を通して児童生徒の心の変化をとらえ、好ましい人間関係づくりを推進してまいります。
- ◇ いじめについて、いじめられた者の苦しみ痛みは計り知れない、人間として絶対に許されない行為であると言う認識に立ち、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、本年度からいじめ防止対策推進法に則り、浦臼町いじめ防止基本方針を制定し、学校、教育関連団体の連携強化のため、いじめ問題対策連絡協議会の設置を図り、更には、重大な事態の調査を行うため教育委員会の附属機関とし、いじめ問題審議会の設置、町長が行う再調査の附属機関とし、いじめ調査委員会を設置し未然防止・早期発見・早期対応し、いじめられている子を守ることを基本に、学校との連携を密にし、適切な対応に努めてまいります。

- ◇ 不登校について、慢性化した児童にならぬよう、日常的な指導と把握、学校のみならず家庭・地域・関係機関団体と連携を図り、健全化に向けた取組をしてまいります。
- ◇ 有害情報から子どもを守るために、有害情報に対する取組の周知や保護者に対し啓発リーフレットの配布、情報の提供をし、ネット書込に対しネットパトロールを実施し、学校と保護者の緊密な連携を図り、家庭でのルールを明確にし、フィルタリングの利用の確認等、子どもを有害サイトから守る、子どもを加害者にしない、ネット依存させないよう取り組んでまいります。
- ◇ 健やかな体力の向上について、学校では体育授業や部活動の工夫を通し、地域においては体育的事業を通し連携を深め、継続的な運動習慣づくりを進め、健やかで逞しい体の育成に努めてまいります。
- ◇ 学校保健について、児童を対象にむし歯予防のため、幼稚園、学校におけるフッ化物洗口の普及や、違法薬物乱用防止の啓蒙に取り組んでまいります。
- ◇ 食育については、奈井江・浦臼町学校給食組合と連携を図り、栄養教諭を計画的に活用し、栄養豊かで安全・安心な給食の提供と地元食材の活用及び食育の推進に努め、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため日々の生活習慣づくりに努めてまいります。

3. 安全・安心な学校

～信頼される学校づくり～

- ◇ 学校運営については、全職員による学校経営方針の実現と経営の改善・充実を図り、学校関係者評価の実施と結果の公表を通し、保護者や地域に開かれた学校づくりの推進に努めてまいります。

また、教職員の校内研修を充実させ、更には町内教職員で構成する教育振興会において研究会、研究発信、情報交換する事により、小中の連携交流を深め相乗効果による資質の向上と、職員の服務規律の徹底と規範意識の向上に努めてまいります。

- ◇ 体罰の防止について、体罰は、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与えます。体罰に関する認識を深め、体罰によらない指導や感情を適切にコントロールする等して、体罰を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きたときの早期対応、再発防止に努めます。
- ◇ 子どもたちの安全確保については、火災や地震などの発生時に適切な行動が取れるよう、避難訓練などの防災教育の推進や事件・事故に対する危険予測、危機回避能力を身に付けさせる防犯教育を進め、登下校等の校外における対策として、通学路の安全確認や不審者対応等、行政、PTA連合会・浦臼防犯協会との連携を密に安全確保に努めてまいります。

～学習環境の整備～

- ◇ 小学校では、耐震改修・大規模改修に取りかかり、平成27年度には安全安心な校舎に変わります。
- ◇ 幼稚園においては、ブロック造の建物で経年による劣化や耐震性に課題があること、更には、保育スペースが十分な環境にないことから早急なる対策が必要であります。本年子ども・子育て計画が策定され方向性が示されますので、教育と保育を合わせ持った認定こども園の実現に向け所管課と連携を図り早期改善に努めて参ります。新たな体制までは、預かり、延長保育を継続し、保育料等についても、新制度に準拠した形で見直し、子育て支援を図り、平成27年度も施設環境に十分気を配り継続してまいります。

社会教育の推進

4. 地域社会における連携と見守り

～家庭・地域における教育力の向上～

- ◇ 地域の教育力については、安全安心なふれあい、学び、居場所づくりとして、「放課後子ども広場」の継続、27年度から小学生児童対象に長期休業中、安全安心な居場所、学びの場の提供に努めます。
異年齢の仲間との交流を通じて様々な体験をとおり、情操や人間性を高め、教育力の向上に努めてまいります。

- ◇ 世代間の交流を深め地域ぐるみで学校の支援を進めてまいります。

地域の教育力は、本来、家庭の教育力を支え、相互に影響しあう関係にあることから地域行事への参加促進を図るために、学校との連携や保護者等への情報提供に努めます。

- ◇ 乳幼児にはブックスタート事業や読み聞かせボランティア活動への支援の充実に努めてまいります。
- ◇ 家庭教育におきましては、生活のルールをしつける大切な場があります。親が子ども達の教育に積極的に向き合っていく、情報の提供に努め、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進し幼児期からの基本的な生活習慣の確立に努めます。

5. 笑顔で生き生き学べる社会の実現

～生涯学習の振興～

- ◇ 関係施設の利用管理については、広域連携による1市3町の公共施設の相互利用をし、住民サービス・利便性の向上や住民間の交流を促進し、施設の有効利用を図っております。

今後においては、施設の利用状況、使用料等検証し運営の見直しも必要かと考えております。

- ◇ 芸術、文化について、優れた文化・芸術に直接触れる機会の提供、読書活動の推進を図り、豊かな心と、潤いのある生活の実現を目指します。

～スポーツの振興～

- ◇ スポーツについては、少子高齢が進みスポーツから遠ざかる傾向にあるため、子どもから高齢者、障がい者など、年齢、体力、技術に応じた多様な軽スポーツと場所を提供し、いつ、どこでも親しめる生涯スポーツを目指し、誰もが、笑顔で汗を流せる場の提供に努めます。

スポーツ推進委員と連携し指導者の育成を図り、結果我が町の子ども達が各種大会等の参加の機会を得たときには積極的支援を図り、町全体のスポーツ普及拡大に努めてまいります。

～社会教育の振興～

◇ 社会教育関係団体については、高齢化に伴い活動が難しくなってきましたが自主的・自発的な活動の支援に努め、文化活動など地域活動の取組みを推進してまいります。

◇ 文化財について、郷土史料館を中心とした保護・保存、並びに郷土の歴史を学び、子どもたちに伝承することにより、ふるさとを愛し、誇りのもてる子どもの育成に引き続き努めてまいります。

また、アイヌ遺跡や浦臼の入植地、開拓者への頌徳碑等劣化が進んできていることから保全対策を継続いたします。

我が町には、坂本龍馬ゆかりの地として坂本家に纏わる貴重な資料も数多く有ることから、町民皆さんにより深く知って頂き、新たな資源となるよう積極的な活動を続けてまいります。

IV む す び

浦臼町での求める人間像は、『先人の創造した文化と開拓精神を受け継ぎ、人間的な英知と真理を重んじ、大きな理想と創造的行動力を持って未来を見つめ浦臼を愛し、明るく健康的な心身をもって社会の発展に貢献することのできる人』を育む教育を継承し、学校・家庭・地域が共に支え合い、浦臼町の確かなる力、財産となる、心優しい人づくりを推進いたします。

学校はもとより、関係機関とこれまで以上の連携を図り、浦臼の未来を担うみどりん子の育成や、町民皆が楽しく笑顔で学び暮す生涯学習社会を目指し、全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに議員各位のご理解ご協力を心からお願い申し上げます、27年度の教育行政執行方針と致します。